

賃上げ支援事業については、1月7日付事務連絡にて、2月1日時点でベースアップ評価料の届出をお済ませただくようご案内しましたが、このたび厚生労働省より、3月1日時点で届け出ている医療機関等（病院を除く）が対象となる旨の連絡がありました。それに伴い、事務連絡の一部を下記見え消し部分のとおり修正しましたので、お知らせします。なお、その他の変更事項はありません。

事務連絡
令和8年1月23日

県内医療機関等各位

香川県医療政策課
医療人材グループ

令和7年度厚生労働省補正予算「医療・介護等支援パッケージ」 医療分野における賃上げ・物価上昇に対する支援について

国は、「『強い経済』を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）に関連して「医療・介護等支援パッケージ」を実施することとし、その裏付けとなる令和7年度補正予算が令和7年12月16日に成立したところです。このパッケージに盛り込まれた施策のうち、「物価を上回る賃上げの実現支援」及び「診療経費に係る物価上昇に対する支援」については、医療施設を取り巻く厳しい状況を考慮し、早期に実施するよう、国から各都道府県に対して要請がなされています。

以上を踏まえ今後、本県で予定している支援事業の概要やスケジュール等について、現時点での情報をもとにご案内しますので、下記をご確認くださいますようお願いいたします。

記

1 支援事業の内容（令和8年1月23日時点の情報）

（1）賃上げ支援事業

●事業概要及び支給対象施設

以下①②の要件を満たす病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションに対し、所定の金額の給付金を支給。

①原則として令和7年12月から令和8年3月までに、ベースアップを行うこと※1

②令和8年2月1日3月1日時点で、ベースアップ評価料を届け出ていること※2

※1 求められるペアの具体的な内容（対象となるペアや引上げ率等）は、国から示されておらず、現時点では不明
なお、直ちに就業規則や俸給表の改正が困難な場合は、6ヶ月分の一時金・特別手当でも可（ただし遅くとも令和8年6月以降の確実なペアが条件）

※2 制度上、ベースアップ評価料の届出を出せない施設であっても、確実に賃上げを行う施設は支給対象

本事業の申請を検討している施設で、ベースアップ評価料の届出が未了の施設は、
令和8年2月1日3月1日までに届出をお済ませください。

なお、病院については、2月1日までの届出が必要です。

（届出方法等は、四国厚生支局 指導監査課にお問合せください。）

●支給額

施設区分	支給額
病院	8.4万円（1床あたり）※3
有床診療所（医科・歯科）	7.2万円（1床あたり）
無床診療所（医科・歯科）	15.0万円（1施設あたり）
訪問看護ステーション	22.8万円（1施設あたり）

※3 救急に対応する病院への加算あり（詳細は厚労省HP「令和7年度厚生労働省補正予算案の主要施策集」参照）

●その他

- 病院については、直接、国に申請を実施（詳細は国から病院へご案内予定）
- 診療所及び訪問看護STIについては、県に申請を実施

(2)物価支援事業

●事業概要及び支給対象施設

令和6年度診療報酬改定以降の物価動向を背景とする足元の物価高騰に対応するために措置された事業であり、特段の要件等はなく^{※4}、全ての病院及び診療所^{※5}に対し、所定の金額の給付金を支給。

※4 物価支援事業については、ベースアップ評価料の届出は不要

※5 訪問看護ステーション向けの支援事業は、別途措置予定

●支給額

施設区分	支給額
病院	11.1万円(1床あたり) ^{※6}
有床診療所(医科・歯科)	1.3万円(1床あたり)
無床診療所(医科・歯科)	17.0万円(1施設あたり)

※6 救急に対応する病院への加算あり(詳細は厚労省HP「令和7年度厚生労働省補正予算案の主要施策集」参照)

●その他

- 病院については、直接、国に申請を実施(詳細は国から病院へご案内予定)
- 診療所については、県に申請を実施

2 今後のスケジュール

- 国が示したスケジュールによれば、賃上げ支援事業・物価支援事業の正式な実施要綱は、令和8年1月以降、国から都道府県に対して発出される予定とのことです。
- これを踏まえれば、診療所及び訪看STからの申請受付開始時期は、本県においては両事業ともに令和8年1月下旬以降になるものと考えられます。
- また、両事業ともに、現時点では、国から事業の詳細な内容や手続きが示されていませんが、正式な実施要綱が発出され次第、改めて県から各医療機関等にご案内をいたします。(病院については、国からのご案内をお待ちください。)

3 留意点

- 上記1(1)に記載のとおり、賃上げ支援事業については、「令和8年2月1日[3月1日]時点で、ベースアップ評価料を届け出ていることが申請要件とされていることから、届出が未了の施設は、必ず令和8年2月1日[3月1日]までに届出をお済ませください。なお、病院については、2月1日までの届出が必要です。
- この事務連絡は、令和8年1月23日時点での情報に基づき作成しています。今後、事業内容が変更される可能性もありますので、あらかじめご留意ください。

【担当部署】

〒760-8570 高松市番町四丁目1番 10号

香川県 健康福祉部

医療政策課 医療人材グループ

TEL:087-831-1111 (内線) 3343、3346

【おことわり】本事務連絡以外の情報は、現時点で国から提供されておらず、お問い合わせをいただいてもお答えできかねます。誠に恐れ入りますが、あらかじめご了承ください。